

# 平成27年度介護老人保健施設整備事業者募集要領

## 1 募集の趣旨

市原市では、第7次市原市高齢者保健福祉計画（第6期介護保険事業計画）に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めております。

この募集は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設を平成28年度に整備し、平成29年度に開設する事業者を募集するものです。

## 2 募集の内容

### (1) 募集圏域

圏域名	備考
市内全域	介護老人保健施設の整備に際し、土地利用に関する法令等で、建設用地として問題がないこと。

### (2) 施設の概要

種類	条件	定員等
介護老人保健施設	1施設・創設	定員80人

### (3) その他

居宅サービス等の併設は任意とします。ただし、下記のサービスを併設する場合は評価します。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

五井東以外の圏域で併設整備が可能です。

② 小規模多機能型居宅介護事業所

市内全域で併設設備が可能です。

③ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

市原東、市原西、五井東、国分寺台及びちはら台以外の圏域で併設整備が可能です。

### (4) 整備年度について

平成28年度中

### (5) 開設年度について

平成29年度中

## 3 募集条件

### (1) 応募資格

- ① 本市で介護老人保健施設を運営することが可能な医療法人、社会福祉法人又は厚生労働大臣が定める者であること。なお、社会福祉法人は応募時に既に法人格を有していること。

- ② 介護保険法第94条第3項の各号の規定に該当しないこと。
- ③ 介護保険法第94条第3項の各号の規定に該当しないこと。
- ④ 法人及び代表者が市原市税を滞納していないこと。
- ⑤ 役員等が、市原市暴力団排除条例（平成23年市原市条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び第9条に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥ 応募法人（運営法人）自らが開設し指定を受けるものであること。

## (2) 整備資金について

自己資金による整備を原則とします。

（本市からの補助金等の交付はありません。）

## (3) 土地・建物について

- ① 建設用地については、事業者が所有していること又は取得が確実に見込まれること。ただし、賃貸借契約又は地上権等の設定による場合は、事業の継続に支障のない賃貸借契約期間、地上権設定期間とすること。
- ② 建設用地については、原則として、当該事業以外の目的による抵当権その他の当該事業の利用を制限する恐れのある権利が設定されていないこと。
- ③ 関係する各種法令や条例、要綱等により開発や土地利用等が制限されている場合は、許認可等により平成28年度中に本体工事を終了し、平成29年度中に事業が開始できる土地として利用が可能なこと。
- ④ 駐車場は利用者家族用の他、従業者用等施設運営に必要な台数分のスペースを必ず確保すること。
- ⑤ 他の介護施設の立地状況を確認の上、市内の施設立地状況のバランスが図られるよう、十分に検討をすること。

## (4) 建物・設備について

- ① 建物については、運営法人の自己所有であること。
- ② 公募内容に示す定員等に沿った建物の整備を実施すること。
- ③ 開設後の事業所運営を円滑に行えるよう、建設予定地に接する土地所有者をはじめ、地域住民等に対して、事前に説明会等を開催し、十分な理解や協力が得られるよう努めること。なお、地域住民等への説明にあたっては、整備事業者として選定されることが条件であるため、選定されない場合がある旨を必ず伝えること。

## (5) 基準の遵守

「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）」

「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）」

「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例72号）」

このほか、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令等を遵守したものであること。

## 4 公募手続の流れ

### (1) 「平成27年度介護老人保健施設整備事業者の募集に関する事前協議申出書（以下「事前協議申出書」という。）」の提出

本募集に応募を希望する事業者は、「事前協議申出書の提出について」（9ページ）を参照の上、代表者又は管理者予定者が本課窓口へ持参し提出してください。（要予約）なお、提出内容について、必ず、事前に高齢者支援課担当により確認（要予約）を受けてください。また、整備予定地は1法人につき1箇所のみとさせていただきます。

#### ① 受付期間

平成27年8月4日（火）から平成27年8月31日（月）17時まで  
（日時厳守。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。）

#### ② 提出書類

- ・「事前協議申出書の提出について」（9ページ）を参照（正本1部）
- ・提出書類のPDFデータ（CD-R等）

※ 添付書類については原本の写しでかまいません。

#### ③ 提出部数

正本1部、CD-R等1枚（「9 提出書類の体裁」7ページ参照）

#### ④ 提出先

市原市 保健福祉部 高齢者支援課 管理係

電話：0436-22-1111（代表） 内線：2282

#### ⑤ 注意事項

「事前協議申出書」に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することができません。なお、「事前協議申出書」を提出いただいていない場合は、応募申込書の受付は行いませんので御注意ください。

### (2) 関係部局と協議が必要な事項の通知

「事前協議申出書」の提出後、本市の関係部局と更に協議が必要と認められる場合には手続きや問題点をお知らせいたしますので、関係部局と協議を行ったうえで、その対応策について「関係部署・機関との協議状況について」（別紙第10号様式）を提出してください。

### (3) 応募申込書の提出

「事前協議申出書」の提出を行った事業者は、「応募申込書の提出について」（11ページ）を参照の上、代表者又は管理者予定者が本課窓口へ持参し提出してください。（要予約）なお、提出内容について、必ず、事前に高齢者支援課担当により確認（要予約）を受けてください

#### ① 受付期間

「事前協議申出書」の提出のあった方に文書にて通知します。  
（日時厳守。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

#### ② 提出書類

- ・「応募申込書の提出について」（11ページ）を参照
- ・提出書類のPDFデータ（CD-R等）

※ 御提出いただいた事前協議申出書の内容によって応募者に担当課が指定した書

類を別途添付いただく場合がございます。

**③ 提出部数**

正本1部、副本1部（正本の写し）、CD-R等17枚  
（「9 提出書類の体裁」7ページ参照）

**④ 提出先**

市原市 保健福祉部 高齢者支援課 管理係  
電話：0436-22-1111（代表） 内線：2282

**⑤ 注意事項**

応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することができません。また、応募申込書提出後の書類の修正、変更等はできません。

**(4) 選定方法について**

**① 整備事業者の選定方法**

- ・ 整備事業者は、「市原市社会福祉法人の施設整備等に関する審査会」で審査選考し、市長が決定します。
- ・ 審査は、書類審査、現場調査及びヒアリングを行い、総合的に評価・審査します。
- ・ 審査の結果、整備事業者なしとする場合があります。

**② 選定手順**

「市原市社会福祉法人の施設整備等に関する審査会」での審査内容

書類審査 → 現場調査 → ヒアリング

応募申込書・添付書類の内容その他について、ヒアリングを行います。

**③ 審査項目及び審査の観点**

別紙「審査項目及び審査の観点」（14、15ページ）のとおり

**④ 審査結果の通知**

審査結果は、すべての応募事業者に文書で通知します。

**⑤ 審査結果の公表**

決定した整備事業者名及び事業の内容は、市のウェブページで公開します。

**5 失格となる場合**

下記事由について理由なく市の指導に基づいた修正を行わない、または市長が相当と認めた場合は失格とすることがあります。

- ① 整備計画が省令及び条例で定められた人員、設備及び運営の基準に適合していないことが明らかな場合。
- ② 整備の計画が、下記例示のように著しく不十分で実現性が低いと判断される場合。
  - ・ 資金計画が正しい積算根拠に基づいているとはいえず、事業費についても妥当であるとはいえない。
  - ・ 融資を必要とする資金計画であるが、応募申込み時に金融機関が発行する融資に関する書面が添付できない。
  - ・ 整備予定地の確保が可能なことを証明する書類のすべてが添付されていない。
  - ・ その他整備スケジュールが合理的といえず開設が見込めない場合。
- ③ 農地転用、開発許可等、建設に必要な許認可を受けることができる見込みがない場合。

- ④ 排水について、水利権者と事前に同意が取れない場合。
- ⑤ 関係部署・機関との協議状況が「不十分である」または指摘事項への対応策が「妥当でない」と判断される場合。
- ⑥ 応募の採否の働きかけを行う等の目的で事業者またはその関係者が市の職員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合。
- ⑦ 同一法人が複数の事前協議申出書を提出した場合。

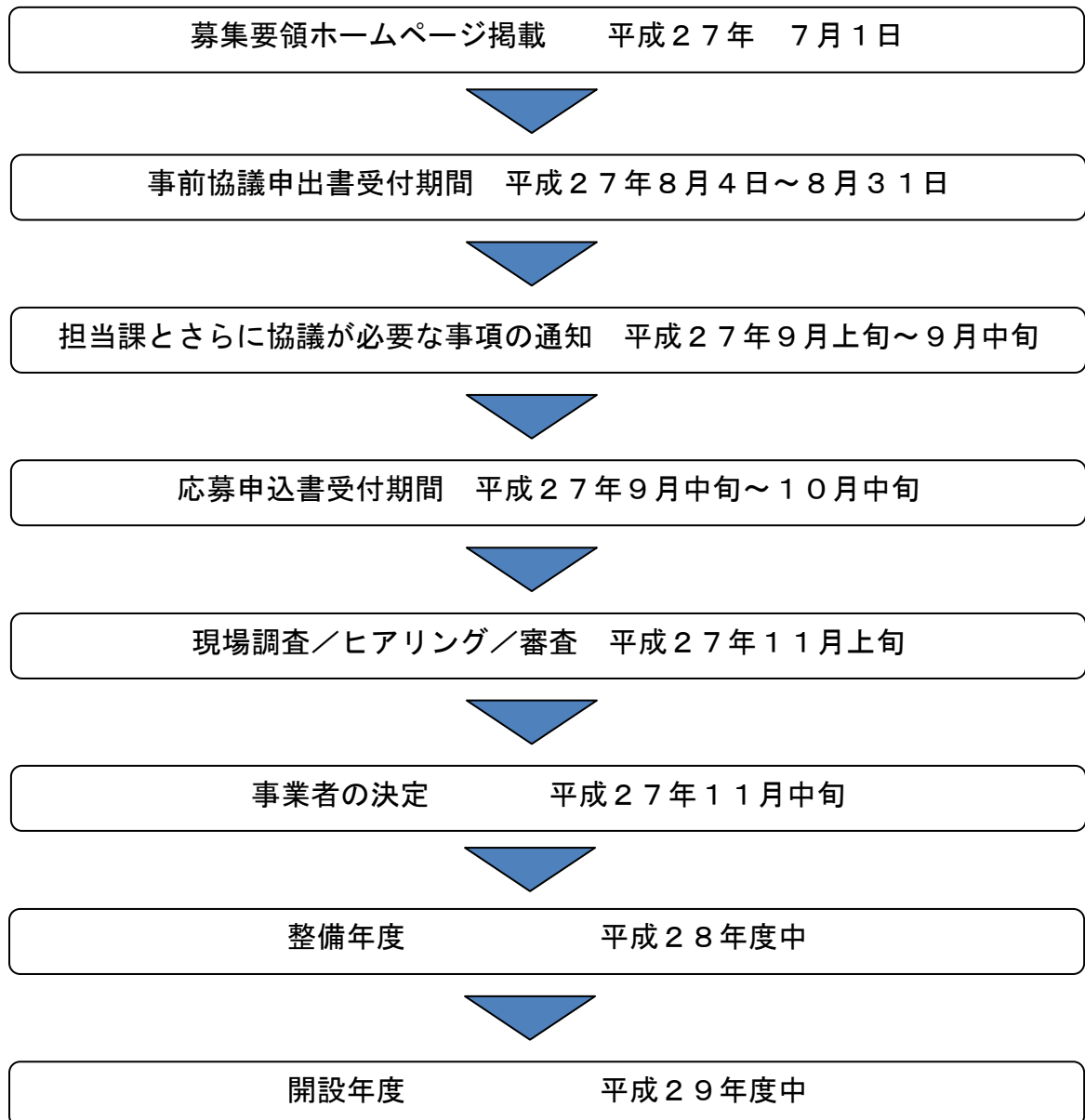
## 6 取消となる場合

- ① 重要事項（整備予定地、定員、階数、資金贈与者、資金計画等）を市の承諾なく変更した場合。
- ② 下記例示のように整備が著しく困難になった場合。
  - ・ 建設用地について、各種法令や条例、要綱等により開発や土地利用等による制限に関して、必要な許認可が当初示されたスケジュールどおりに受けられない。
  - ・ 建設用地の取得が困難になり、開設が見込めない。
  - ・ 整備に係る資金の融資が受けられず、整備の続行ができない。
  - ・ 建設工事に関する契約締結が当初示されたスケジュールどおりにできない。
- ③ 応募条件等を満たさなくなった場合。
- ④ 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリング等において虚偽の説明等を行ったことが判明した場合。
- ⑤ 新設法人の場合は法人設立に必要な許認可が受けられない場合。
- ⑥ 重大な法令違反が発生・発覚した場合。
- ⑦ その他、市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合。

## 7 その他留意事項

- ① 事業者の選定に当たっては、提出された書類、ヒアリング内容を基に評価を行います。書類作成時には、別紙「審査項目及び審査の観点」を確認の上、漏れのないように記載してください。
- ② 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③ 書類等の提出のために要する費用は、応募者に御負担いただきます。
- ④ 応募申込書提出後の書類の修正・変更等はできません。  
(ただし、市からの指示により行う場合を除きます。)
- ⑤ 提出された個人情報については、運営事業者の選定の目的のみに利用し、他の目的には利用しませんが、応募書類などについて、個人情報を除くものについては法令又は条例に基づき公開する場合があります。
- ⑥ ヒアリング（平成27年11月上旬予定）の日時等については、募集期間の終了後個別に通知します。
- ⑦ 市の審査を通過した場合でも、必ずしも千葉県において介護老人保健施設の許可が認められるものではありません。その場合、市はいかなる責任も負いませんのであらかじめ御了承ください。
- ⑧ 応募状況等の問い合わせには一切お答え出来ません。
- ⑨ 保健福祉部、担当課、その他関連する部署への御挨拶は一切お断りします。

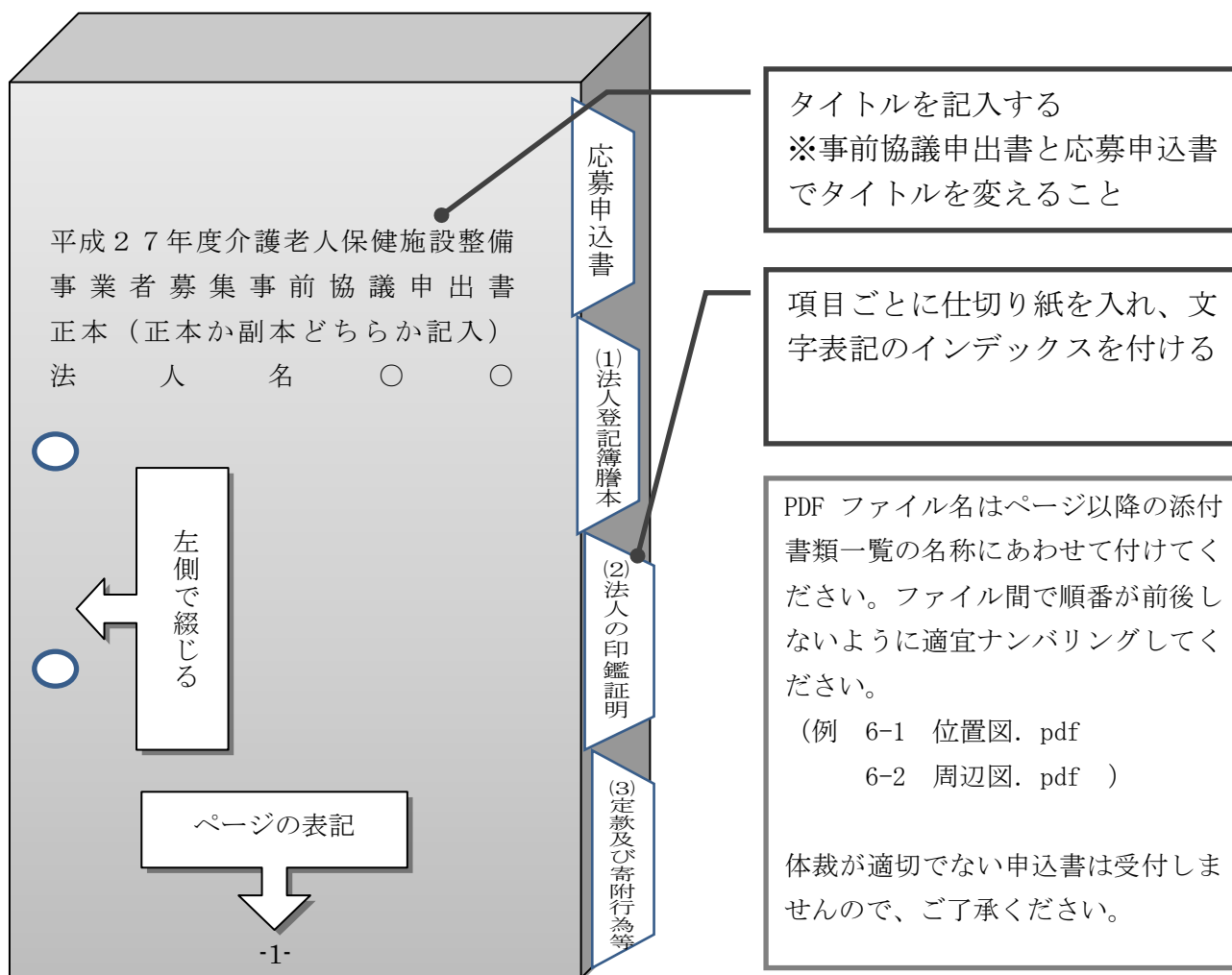
## 8 スケジュール（予定）



## 9 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、必ず以下に記す内容のとおり整えてください。

- ① 全体にページを付け、目次を付けてください。
- ② 大項目ごとに仕切り紙を入れ、提出書類の項目名インデックスを付け、全体をバインダー等で綴ってください。
- ③ バインダーの表紙には、「平成27年度介護老人保健施設整備事業者募集事前協議申出書」または「平成27年度介護老人保健施設整備事業者応募申込書」、「正本」か「副本」、法人名を記入してください。また、同様にバインダーの背表紙にも記載を行ってください。
- ④ 書類は原則としてA4版とし、図面でA3版のものはZ折りしてください。
- ⑤ 文字の大きさは明朝体12ポイントを基準としてください。(表題や強調等のため書体、ポイントを変更することは可です。)



## 10 質問について

応募に関するお問合せはFAX又はEメールにて平成27年7月1日（水）から平成27年8月3日（月）の期間にお願いします。送信後は送信した旨を電話にてご連絡ください。なお、口頭・電話でのお問合せには回答いたしませんので御了承ください。また、募集要領に記載のある内容、選考基準の内容・国の基準、条例等で定められた内容については回答いたしません。

FAX：0436-24-7135

Eメール：[koureisha@city.ichihara.chiba.jp](mailto:koureisha@city.ichihara.chiba.jp)



## 事前協議申出書の提出について

事前協議申出書（別紙第1号様式）と下記添付書類を提出してください。

添付書類一覧	様式等
(1) 法人登記簿謄本（登記事項証明書） 事前協議申出書提出日前3か月以内に発行された最新のもの	
(2) 法人の印鑑証明 事前協議申出書提出日前3か月以内に発行された最新のもの	
(3) 定款及び寄附行為等 事前協議申出書提出日前3か月以内に発行された最新のもの	
(4) 事業スケジュール 開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事、人員等に係る日程表	
(5) 事業概要 事業概要調書	別紙第2号様式
(6) 土地・建物に関する事項 ① 位置図【1万分の1程度】 ② 周辺図【1500分の1程度】 ③ 現地写真（現況、排水先、接続する道路等がわかる写真） ④ 土地登記事項証明書 （応募申込日前3か月以内に発行された最新のもの） ⑤ 公図の写し（事前協議申出書提出日前3か月以内に発行された最新のもので申請地と隣接地がわかるもの） ⑥ 敷地求積図 ⑦ 現況図 ⑧ 土地利用計画図（敷地の利用計画、及び建物の配置のわかるもの） ⑨ 給排水計画図 ※ 以下の書類は可能であれば添付ください。 ・ 建物平面図（併設する施設等がある場合は、介護老人保健施設に供する部分ができるように図示すること。100分の1程度） ・ 立面図（4方向） ・ 設置予定の火災予防設備等（火災警報器、消火器具、自動火災報知設備、スプリンクラー等）	

<p>(7) 埋蔵文化財の包蔵地でないことを示す書類</p> <p>※ 埋蔵文化財については、埋蔵文化財の包蔵地でないこと（市教育委員会発行の文書）の写し、または、平成28年度の整備に支障がないことが確認できる書類（例：千葉県教育委員会発行の「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について（通知）」の写しであってその内容が「慎重工事」または「工事立会」を示すもの）を添付すること</p>	
<p>(8) 整備に関する説明が必要な関係者のわかる書類</p> <p>当計画に際し影響を与える住民及び町会であり説明が必要な範囲等がわかる図面</p> <p>※ 公図や要約書を元に応募予定地と隣接地権者がわかるように作成してください。</p>	
<p>(9) 原本証明書</p> <p>添付した書類が原本であると誓約した書面</p>	<p>参考様式1</p>

提出書類は、原則としてA4判で作成してください。（図面についてはA3判可）  
 事前協議申出書の添付書類は原本のコピーでかまいません。



<p>(8) 事業概要</p> <p>人員の配置・確保計画書</p>	<p>参考様式 2</p>
<p>(9) 土地・建物に関する事項</p> <p>① 位置図【1万分の1程度】</p> <p>② 周辺図【1500分の1程度】</p> <p>③ 現地写真(現況、排水先、接続する道路等がわかる写真)</p> <p>④ 土地登記事項証明書 (応募申込日前3か月以内に発行された最新のもの)</p> <p>⑤ 公図の写し(応募申込日前3か月以内に発行された最新のもの申請地と隣接地がわかるもの)</p> <p>⑥ 敷地求積図</p> <p>⑦ 現況図</p> <p>⑧ 土地利用計画図(敷地の利用計画、及び建物の配置のわかるもの)</p> <p>⑨ 給排水計画図</p> <p>⑩ 建物平面図(併設する施設等がある場合は、介護老人保健施設に供する部分ができるように図示すること)【100分の1程度】</p> <p>⑪ 面積表(部屋ごとに基準で面積が定められている室については、内法面積、建築面積(芯芯面積)を2段書きすること。それ以外の室は建築面積を記載する。)</p> <p>⑫ 立面図(4方向)</p> <p>⑬ 設置予定の火災予防設備等(火災警報器、消火器具、自動火災報知設備、スプリンクラー等)</p> <p>⑭ 取得予定の場合は土地所有者との間で締結した土地売買合意書等の写し、借地の場合は所有者との借地契約書の写しまたは借地に関する合意書等の写し。</p> <p>⑮ 建物登記事項証明書(既存の建物を利用する場合)(応募申込日前3か月以内に発行された最新のもの)</p>	
<p>(10) 資金計画書</p> <p>① 資金計画書</p> <p>② 施設の建設にかかる金額のわかる書類 (設計業者による見積書等)</p> <p>③ 開設にあたって必要となる備品等にかかる金額のわかる書類 (資金計画書に記載のある項目に金額の根拠がわかる書類)</p> <p>④ 事業運営収支計画(事業開始後3年間の計画)</p> <p>⑤ 資金の確保がわかる書類 (自己資金については残高証明書、借入金については金融機関の融資確約書、融資予定書等)</p>	<p>別紙第8号様式</p>

<p>⑥ 市原市平成27年度介護老人保健施設公募に係る福祉医療機構融資限度額調査票【該当する場合のみ】</p> <p>・独立行政法人福祉医療機構医療貸付事業の借入申込書【該当する場合のみ】</p>	別紙第9号様式
<p>(11) 関係各部課との協議内容</p> <p>・関係各部課との協議内容報告書</p> <p>※ 協議事項ごとに関係各課からの指摘事項、それに対する対応策、スケジュール、添付書類を添付順に記載してください。また、事前協議申出書の内容について担当課から指摘があった書類について添付してください。</p>	別紙第10号様式
<p>(12) 整備に関する説明が必要な関係者のわかる書類</p> <p>① 隣接地地権者、地元町会、周辺住民への説明の内容についての調書</p> <p>② 建設予定地と隣接地の関係のわかるもの</p> <p>③ 当計画に際し影響を与える住民及び町会であり説明が必要な範囲等がわかる図面・日影図等</p>	<p>別紙第11号様式</p> <p>別紙第12号様式</p> <p>別紙第13号様式</p>
<p>(13) 医療機関との協力体制</p> <p>協力病院との協定書等</p>	
<p>(14) 原本証明書</p> <p>添付した全書類が原本である旨誓約した書面</p>	参考様式1

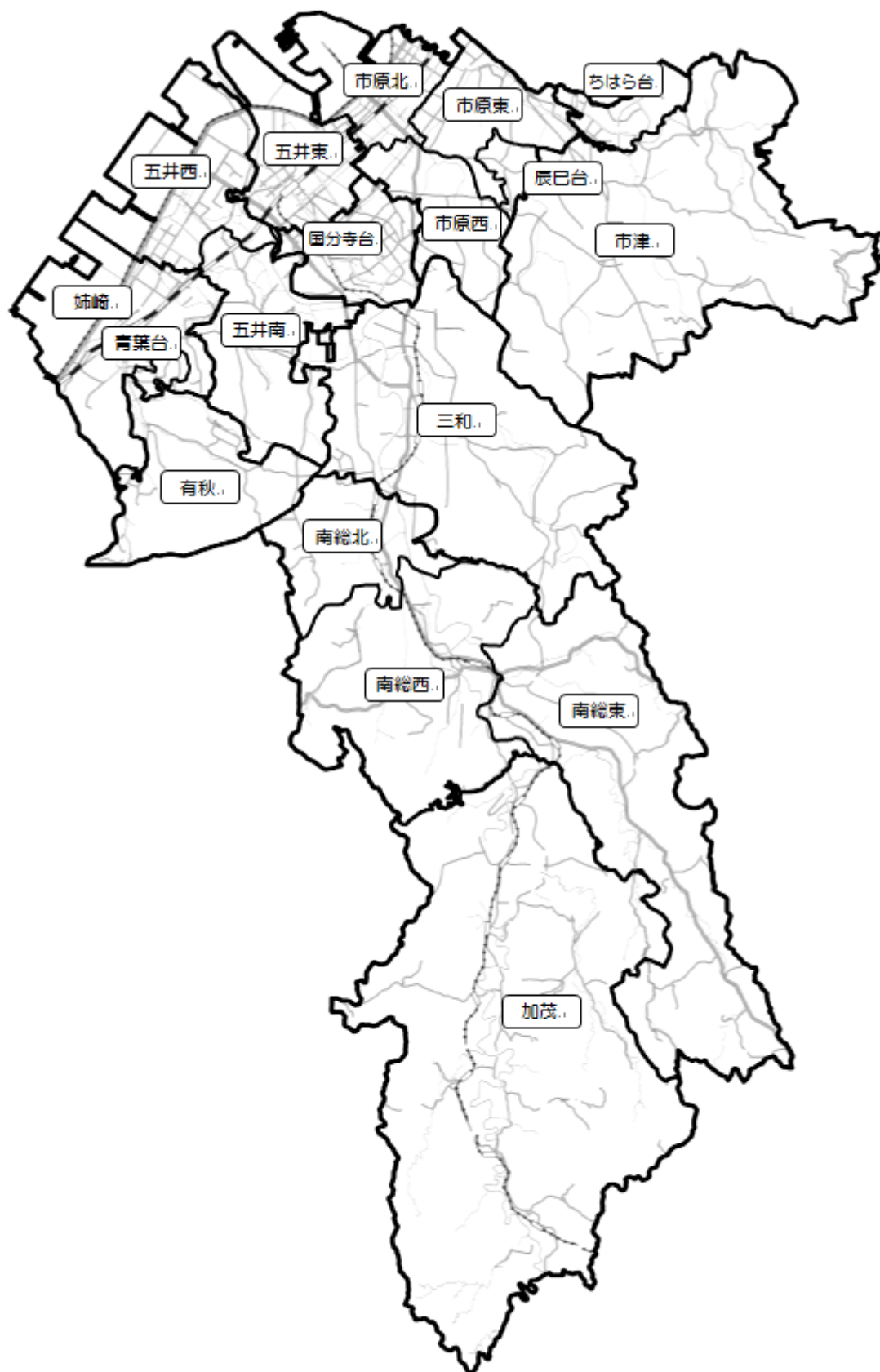
提出書類は、原則としてA4判で作成してください。(図面についてはA3判可)

## 審査項目及び審査の観点

審査項目	審査の観点
(1) 基本的な考え方について	
①応募動機、運営理念等について	<p>下記事項が具体的に示されており、共感できる内容であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●応募の動機について</li> <li>●運営理念について</li> <li>●運営に対する熱意について</li> <li>●本市の高齢者施策に対する考え方について</li> </ul>
②安全・安心・衛生対策について	<p>下記事項が具体的に示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症対策について</li> <li>●地震対策について</li> <li>●火災対策について</li> <li>●防犯対策について</li> <li>●事故防止対策について</li> <li>●高齢者虐待を防ぐための方策について</li> </ul>
③職員の人材確保・育成について	<p>下記事項が具体的に示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人員を確保するための方策について</li> <li>●職員に対する研修等の育成方針について</li> <li>●職員の定着率向上のための取り組みについて</li> </ul>
④地域との連携及び交流等の方法について	<p>下記事項が具体的に示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民や町会との連携及び交流について</li> <li>●ボランティア団体との連携及び交流について</li> <li>●他の介護保険・福祉サービス及び医療との連携について</li> <li>●市が実施する事業との連携について</li> <li>●幅広い世代との交流及び取り組みについて</li> </ul>
⑤利用者の保護について	<p>下記事項が具体的に示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者のケアに対する独自の取り組みについて</li> <li>●利用者家族等への情報提供や情報公開について</li> <li>●苦情処理体制の整備に関する取り組みについて</li> <li>●個人情報保護に関する取り組みについて</li> <li>●事業所における事故発生時等の対応について</li> </ul>
⑥早期在宅復帰に対する取り組みについて	<p>下記専門職員の活用による、早期在宅復帰に対する方策が具体的に示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●栄養士</li> <li>●理学療法士、作業療法士、言語聴覚士</li> <li>●支援相談員</li> </ul>

(2) 法人の内容に関する事項について	
①経営状況について	過去3年度の法人収支が健全であるか。
②運営実績について	法人に介護保険施設、介護保険事業所、老人福祉施設及び保険医療機関等の運営実績はあるか。
③代表者について	代表者について介護保険施設・事業所、老人福祉施設、保険医療機関の経営者として携わった経験を有しているか。
④機能訓練について	機能訓練指導員として理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を複数職種配置予定しているか。
(3) 資金計画等に関する事項について	
①資金調達について	事業所の整備や運営に係る資金が自己資金で確保されているか。 借入を行う場合、借入金確保される見込みがあるか。
②事業費の適正な計上について	事業所の整備に係る費用、運営に係る費用等の資金計画が、詳細な積算根拠を示され適正に計上されているか。
(4) 土地に関する事項について	
①早期事業着手の確実性（関係法令との整合性）について	用地の開発、造成及び施設建設にあたっては、開発許可等、必要な許認可が得られ、平成28年度中に本体工事が着工でき、平成29年度に開設できる土地として見込めるか。
②用地の確保について	建設用地を所有しているか、所有すると認められるか。 賃貸借を行う場合は賃貸借について地権者が承諾していると認められるか。
(5) 建物について	
①療養室の形態について	療養室はユニット型であるか。
(6) 地元住民等関係者に対する説明について	
①隣接地地権者への説明について	隣接地地権者に対して説明を行っているか。
②周辺住民・町会への説明について	町会長及び周辺住民に対して説明を行っているか。
(7) 現場調査について	
①建設予定地の立地・環境について	利便性の良い土地であるか。 入居者の生活環境として良好であるか。
(8) 設備並びに併設事業について	
①その他設備の設置について	ボランティア・ルーム、家族介護教室が設置されているか。
②地域密着型サービス事業所の併設について	小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設事業所として整備されているか。

# 日常生活圏域図





■日常生活圏域(大字別の表)

圏域名	大字
姉崎	姉崎、姉崎西1～3丁目、椎津、畑木、今津朝山、白塚、柏原、姉崎海岸、千種1～4丁目
青葉台	青葉台1～8丁目
有秋	椎津、片又木、迎田、不入斗、豊成、立野、深城、有秋台東1～3丁目、有秋台西1～2丁目、天羽田、桜台1～4丁目、泉台1～5丁目、椎の木台1～2丁目
市原北	八幡、八幡浦1～2丁目、旭五所、東五所、西五所、五所、八幡海岸通、八幡北町1～3丁目、八幡石塚1～2丁目
市原東	山木、菊間、大厩、古市場、草刈、若宮1～7丁目、中西町、茂呂町
市原西	西野谷、市原、門前、郡本、山田橋、藤井、能満、郡本1～6丁目、門前1～2丁目、藤井1～4丁目
五井西	千種海岸、五井南海岸、青柳、松ヶ島、岩崎、玉前、出津、飯沼、五井西1～7丁目、青柳北1～4丁目、岩崎西1丁目、岩崎1～2丁目、玉前西1～3丁目、玉前緑地、出津西1丁目、松ヶ島西1丁目、松ヶ島1～2丁目、青柳緑地、松ヶ島緑地、青柳1～3丁目、千種5～7丁目
五井南	島野、野毛、廿五里、町田、海保、今富、引田、神代、十五沢、小折、西野、柳原
五井東	五井海岸、岩野見、平田、五井、五井東1～3丁目、五井中央東1～2丁目、五井中央西1～3丁目、五井金杉1～4丁目、君塚、君塚1～5丁目、白金町1～6丁目、更級1～5丁目
国分寺台	村上、西広、惣社、加茂、根田、北国分寺台1～5丁目、西国分寺台1～2丁目、加茂1～2丁目、根田1～4丁目、惣社1～5丁目、諏訪1～2丁目、西広1～6丁目、南国分寺台1～5丁目、東国分寺台1～5丁目、国分寺台中央1～7丁目、山田橋1～3丁目
辰巳台	辰巳台東1～5丁目、辰巳台西1～5丁目
三和	海士有木、相川、大坪、山倉、福増、松崎、磯ヶ谷、山田、二日市場、土宇、櫃狭、新堀、武士、川在、新巻、大桶、権現堂、糸久、新生、浅井小向、安須、高坂、分目、宮原、光風台1～5丁目
市津	金剛地、奈良、古都辺、東国吉、高倉、瀬又、中野、高田、押沼、番場、永吉、潤井戸、うるいど南1～7丁目、下野、久々津、喜多、滝口、大作、葉木、犬成、勝間、小田部、荻作、神崎、山之郷飛地、板倉
ちはら台	ちはら台東1～9丁目、ちはら台西1～6丁目、ちはら台南1～6丁目
南総北	馬立、上高根、中高根、風戸
南総西	上原、栢橋、南岩崎、寺谷、牛久、奉免、妙香、中、佐是、西国吉、皆吉、金沢、大蔵、藪、岩
南総東	石川、米沢、真ヶ谷、安久谷、原田、江子田、奥野、堀越、宿、島田、市場、水沢、鶴舞、田尾、池和田、矢田、下矢田、山小川、平蔵、米原、小草畑
加茂	高滝、養老、本郷、大和田、久保、外部田、駒込、山口、不入、古敷谷、小谷田、吉沢、新井、飯給、大戸、平野、万田野、柿木台、徳氏、田淵、田淵旧日竹、月出、大久保、石塚、菅野、月崎、国本、柳川、折津、石神、朝生原、戸面